

第四十四号議案

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者」に改める。

第二条第九号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第十号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第十一号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第二十二号を第二十七号とし、第十七号から第二十一号までを五号ずつ繰り下げ、同条第十六号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条中第十五号を第二十号とし、第十四号を第十九号とし、同条第十三号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十二号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。

十二 満三歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第一項に規定する満三歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

十三 特定満三歳以上保育認定子ども 令第四条第一項第二号に規定する特定

満三歳以上保育認定子どもをいう。

十四 満三歳未満保育認定子ども 令第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。

十五 市町村民税所得割合算額 令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

十六 負担額算定基準子ども 令第十三条第二項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第三条第一項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第五条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第六条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条

第三項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第四項中「支給認定保護者」を「教育・

保育給付認定保護者」に改め、同条第五項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第七条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。  
第八条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給

認定証」の下に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第二項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第十条及び第十一条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第十三条第一項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号に掲げる額」に改め、同条第二項

中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）を「掲げる額」に改め、同条第三項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千百一円

- (2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。）五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円）
- ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下このロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）
- (1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者
- (2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者
- ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- 第十三条第五項及び第六項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護

者」に改める。

第十四条第一項中「第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十六条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十七条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十八条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十九条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十条第五号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第二十一条第一項及び第二項ただし書、第二十四条（見出しを含む。）、第二

十五條並びに第二十六條中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第二十七條第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同條第三項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十八條第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第三十條第一項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同條第三項及び第四項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第三十二條第二項及び第四項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第三十四條第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第二号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改める。



第三十五条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「を含むものとして」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第三十六条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第一号」を「同項第一号又は第二号」に、「第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」を「の同号」とあるのは「の同項第一号」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の

額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第三章の章名中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者」に改める。

第三十七条第一項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を「を」の数は、家庭的保育事業にあつては「に改め、「小規模保育事業A型をいう。」の下に「第四十二条第三項第一号において同じ。」を、「小規模保育事業B型をいう。」の下に「同号において同じ。」を加え、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に改める。

第三十八条第一項中「利用者負担」を「第四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第三十九条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満三歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第三項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項中「支

給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十条第二項中「法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十一条中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十二条第一項中「この項」の下に「から第五項まで」を加え、同項第一号中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同項第二号中「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同項第三号中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同項第四号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同条第九項とし、同条第三項中「事業所内保育事業」の下に「（第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）」を加え、「であって、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものを削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認めるもの（付則第五号において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

を加え、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 江戸川区長（以下「区長」という。）は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 特定地域型保育事業者と前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

4 区長は、特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）  
二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る区の補助を受けているもの

第四十三条第一項及び第二項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第

二十九条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第四十三条第三項から第六項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第四十六条第五号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第四十七条第一項及び第二項ただし書中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十九条第二項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同項第二号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五十条を次のように改める。

（準用）

第五十条 第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは

「教育・保育給付認定子ども（満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）について」と、第十条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第十四条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第一項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第五十条において準用する次項において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。第五十一条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費に

は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第三号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・



保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十二条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる

額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子ども）に対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付則第二条第一項中「（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が）を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども）」に、「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。」をいう。）とあるのは「定める額をいう。」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第十九条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）に、「（法第二十七条第三項第一号に規定する額）」を「当該特定教育・保育」に、「（法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育（保育に限る。）を除く。」に改める。

付則第三条を次のように改める。

### 第三条 削除

付則第五条中「特定地域型保育事業者」の下に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「五年」を「十年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いを変更するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。